

# セカンドオピニオン外来を希望される患者様へのご案内

## セカンドオピニオンの目的と内容

セカンドオピニオンは、患者様が現在受けている他医療機関の診断や治療方法について、提示された診療情報に基づき、当院の担当医師が意見を述べ、今後の治療の参考としていただくことを目的としています。セカンドオピニオンとして、当院で新たな検査や治療を行うことは致しません。

## 対象者となる方(相談される方は、ご自身を証明するもの(保険証・運転免許証等)をご持参して下さい)

- (1) 患者様本人
- (2) 患者様本人の意思を代理出来る方(患者様本人の同意書が必要です)

## 対応可能な疾患

別紙の「診療科別セカンドオピニオン対応疾患一覧」の通りとなっています。

## 主治医への報告

セカンドオピニオンの内容は、紹介された主治医に書面で報告致します。

## 申込方法 (※セカンドオピニオン外来実施フロー参照)

セカンドオピニオン外来は「完全予約制」となっており、あらかじめ申込手続きが必要です。以下をご参照下さい。

### ① 申込書と診療情報の事前提出

セカンドオピニオンを希望する患者様やご家族は電話等により申込書を請求し、記入します。

記入後、主治医の作成した診療情報(診療情報提供書・検査結果・画像データ等)と一緒に、事前に「地域医療連携室」へ提出します。

・相談を受ける方が患者様本人以外の場合には同意書も必要となります。

### ② 相談日の決定

該当診療科の医師などと協議の上、「相談日」を設定し、対象者に設定日を連絡いたします。「相談日」は原則的に申込完了日より2週間以内といたします。

### ③ 担当医師の決定

別紙の「診療科別セカンドオピニオン対応疾患一覧」の通りとなっていますが、ご希望の医師があれば申込の際にお伝えください。

## セカンドオピニオン外来の時間と料金について

一回の相談時間 : 60分までです。

一回の相談料金 : 16,200円(税込)です。(健康保険は適用されません)

## 【注意】セカンドオピニオンを受けられない場合について

- ・主治医からの診療情報提供書、検査・画像データ等の資料の提供がない場合
- ・現在診療を受けている医療機関とは異なるところでの検査や治療を希望する場合
- ・主治医に対する不満や医療訴訟、医療給付等に関する相談の場合
- ・労災や交通事故等に起因する疾患の場合
- ・過去の治療の妥当性に関する相談や、死亡した患者さんを対象とする相談の場合
- ・当院では対応困難な疾患等、十分にお答えすることが出来ないと判断される場合

## 申し込み・お問合せ先

〒040-8585 函館市本町 33-2 函館中央病院 総合医療支援センター 地域医療連携課 電話 0138-55-3421(直通)